

北上地区消防組合職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

八重樫 浩文

北上地区消防組合規則第5号

北上地区消防組合職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の地域手当に関する規則（令和5年北上地区消防組合規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 <u>（令和10年3月31日までの間における地域手当）</u></p> <p>2 <u>北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年北上地区消防組合条例第1号。以下「令和7年改正条例」という。）附則第7項の規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同項の規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</u></p> <p><u>(1) 20パーセント級地 100分の20</u></p> <p><u>(2) 16パーセント級地 100分の16</u></p> <p><u>(3) 15パーセント級地 100分の15</u></p> <p><u>(4) 14パーセント級地 100分の14</u></p> <p><u>(5) 13パーセント級地 100分の13</u></p> <p><u>(6) 12パーセント級地 100分の12</u></p> <p><u>(7) 11パーセント級地 100分の11</u></p> <p><u>(8) 10パーセント級地 100分の10</u></p> <p><u>(9) 9パーセント級地 100分の9</u></p> <p><u>(10) 8パーセント級地 100分の8</u></p> <p><u>(11) 7パーセント級地 100分の7</u></p> <p><u>(12) 6パーセント級地 100分の6</u></p>

	<p>(13) <u>5パーセント級地 100分の5</u></p> <p>(14) <u>4パーセント級地 100分の4</u></p> <p>(15) <u>3パーセント級地 100分の3</u></p> <p>(16) <u>2パーセント級地 100分の2</u></p> <p>(17) <u>1パーセント級地 100分の1</u></p> <p><u>3 令和7年改正条例附則第7項後段の規則で定める級地は、</u> <u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>20パーセント級地 東京都の特別区に属する地域</u></p> <p>(2) <u>16パーセント級地 東京都調布市に属する地域</u></p>
備考	改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。